

第2部 少子化社会対策の具体的実施状況

第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

1. 子育てを社会全体で支える

(新しい児童手当制度)

子育て世帯に対する現金給付については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が2012(平成24)年3月に成立、同年4月1日に新しい児童手当制度が施行された。

2. 子どもの学びを支援する

1) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度

家庭の教育費の負担の軽減を図るため、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)が2010(平成22)年3月31日に成立し、同年4月1日から施行されている。

2) 奨学金の充実等

2012(平成24)年度においては、家計の厳しい世帯の学生等を対象とし、奨学生本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を導入するとともに、無利子奨学金で対前年度比2万5千人増(うち新規増1万5千人)の38万3千人、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度比6万7千人増の133万9千人の学生等に対して奨学金を貸与するための事業費を計上している。

3) 学校の教育環境の整備

新学習指導要領では、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っており、2011(平成23)年4月から小学校等、2012(平成24)年4月から中学校等において全面実施、高等学校等においては2013(平成25)年度入学生から年次進行で実施となっている。

第2節 意欲を持って就業と自立に向かえるように

1. 若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む

1) 非正規雇用対策の推進

派遣労働者、有期契約労働者、パートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとに必要な施策を講じるとともに、日本経済の持続的な発展につなげる観点から、2012年3月に、非正規

雇用問題に係るビジョンをとりまとめた。

また、このビジョンを受け、2012年12月には、「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」において報告書を取りまとめた。今後、この報告書の方向性を踏まえ、企業内でのキャリアアップの取組への総合的な支援や非正規雇用労働者の特性に配慮した公共職業訓練を実施することとしている。

2) 若者の就労支援

2013(平成25)年度においても、フリーター等の正規雇用化の推進等の各種対策を積極的に推進することにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している。

- (1) 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成支援策
- (2) 新卒者・既卒者の就職支援
- (3) 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備
- (4) 若年者に対する技能啓発の推進
- (5) 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)の整備

3) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

2010(平成22)年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づき、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」として、設置・運営モデル事業(2012(平成24)年度:15地域)及び同協議会の下地となる地域支援ネットワークの形成を図るための研修会事業(2012年度:19実施主体)を実施している。

第3節 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

1. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2008(平成20)年3月には小・中学校、2009(平成21)年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

2) 乳幼児とふれあう機会の提供

保育所、児童館や保健センターなどの公的施設等を活用して、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

3) 学校・家庭・地域における取組の推進

小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別

活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

5) 家族形成に関する調査・研究等

2012(平成24)年度において、「全国自治体の子育て支援施策に関する調査」を行った。

2. 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子どもたちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部や放課後子ども教室、家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

2) 消費者教育等の推進

消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012(平成24)年8月22日に「消費者教育の推進に関する法律」が公布され、同年12月13日に施行された。

3) 地域や学校における体験活動

(1) 地域における体験活動の推進

学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している。

(2) 学校における体験活動の推進

小学校においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

4) 文化・芸術活動

子どもたちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による舞台芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子どもたちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。

5) 自然とのふれあいの場

自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供した。

6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

7) 子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子どもの遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。